

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 平沼 健

- 1 日時
平成 19 年 12 月 10 日（月曜日）
午前 10 時 4 分開会、午後 0 時 42 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
平沼健委員長、高橋昌造副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、
嵯峨耆朗委員、熊谷泉委員、田村誠委員、阿部富雄委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、野崎担当書記、吉田併任書記、宮併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、佐藤道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、佐々木県土整備企画室企画担当課長、
早野建設技術振興課総括課長、藤原建設技術振興課技術企画指導担当課長、
深澤道路建設課総括課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、水野道路環境課総括課長、
若林河川課総括課長、佐藤河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、
沢口都市計画課総括課長、西尾都市計画課まちづくり担当課長、
佐藤下水環境課総括課長、鈴木建築住宅課総括課長、茅森建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、竹本港湾課総括課長、白崎空港課総括課長
企業局
岩渕企業局長、菅原経営総務室長、斎藤技師長、中屋敷経営総務室経営企画担当課長、
池内業務課総括課長、高橋業務課電気担当課長
- 7 一般傍聴者
6 名
- 8 会議に付した事件
(1) 議案
議案第 12 号 屋外広告物条例の一部を改正する条例
議案第 14 号 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例

議案第 16 号 訴えの提起に関し議決を求めることについて

議案第 17 号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

議案第 18 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情

受理番号第 19 号 耐震改修工事助成制度の創設を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○平沼健委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより県土整備部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第 12 号屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○西尾まちづくり担当課長 議案（その 2）の 59 ページをお開き願います。議案第 12 号屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。以下、お手元に配付してあります説明資料にて御説明させていただきます。

説明資料の 1 ページ目をお開き願います。初めに、1 の条例改正の趣旨でございますが、屋外広告物は、屋外広告物行政を原則、都道府県の事務としており、これに基づき本県では昭和 46 年に屋外広告物条例を定め運用しております。ただし、同法第 27 条では、中核市の区域にあっては、当該条例の制定、改廃を含め、中核市が屋外広告物行政を行うことと規定しております。

今般、地方自治法の規定に基づき盛岡市が中核市に移行することが決定したことに伴い、移行後の盛岡市の区域にあっては、盛岡市が、条例の制定、改廃を含め、屋外広告物行政全般を行うことになり、県の屋外広告物条例の適用から外れることとなります。これに伴い、県の屋外広告物条例中、所管に関してそごが生じる条項について、その改正を行うものです。

次に、2 の条例案の内容についてであります。屋外広告物条例第 18 条及び第 23 条における屋外広告業の登録を義務づける対象営業地域に関する規定で、県の区域との表現を、第 18 条において、県の区域（盛岡市の区域を除く。第 23 条第 1 項第 5 号において同じ）と改正するものです。なお、説明資料の 2 ページで、当該条例の改正を整理しておりますが、屋外広告物条例では、禁止地域と許可地域をそれぞれ規定して、屋外広告物についての規制を行っております。

この地域は、知事が告示によって規定しており、現在、盛岡市の区域も含まれておりますが、これについては、別途、告示の改正を行って除外する予定となっております。また、条

例の施行日は、盛岡市が中核市に移行する平成 20 年 4 月 1 日から施行することといたしております。以上で屋外広告物条例の一部を改正する条例案の概要の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 内容は理解しました。この屋外広告物というのは、具体的にはどのようなものなのか。例えば業者が宣伝のために広告する大きい看板とか、政治活動用のポスターなどはどうなのか、その範囲を教えてもらえればと思います。

○西尾まちづくり担当課長 屋外広告物の定義でございますが、四つございます。常時または一定の期間、継続して表示されるもの、屋外で表示されるもの、公衆に表示されるもの、看板、張り紙、広告板、建物、その他工作物等に掲示され、または表示されるものとなっております。ただし、政治ポスター等も含まれております。ただし、政治ポスターにつきましては、選挙期間中はこの条例の適用から除外されることとなっております。

○嵯峨耆朗委員 どういう場合がだめで、どういう場合がいいとかというのを、大ざっぱでもいいのでお願いします。

○西尾まちづくり担当課長 屋外広告物条例での規制の概要でございますけれども、これにつきましては、資料の 2 ページ目で緑色に色分けしているところが主な規制でございます。

1 つは、美観や安全性を損ねる広告物の禁止。これは老朽化した広告物であるとか、倒壊の危険性があるものを禁止いたしております。

それから、2 点目として、左側から 2 番目の禁止物件の規定でございますけれども、道路の防護さくや橋の欄干等への広告設置を禁止してございます。

それから、3 番目、禁止地域の規定につきましては、それぞれの地域に応じまして、道路の沿線、国道、県道、高速道路、1 級河川、2 級河川、それから JR 線のそれぞれの沿線に、例えば幅 100 メートルの区域あるいは幅 500 メートルの区域ということで、禁止区域あるいは許可区域を、それぞれ地域の状況にあわせて設定してございまして、禁止地域については原則禁止、それから許可区域につきましては、許可を受けて設置ができる状況になってございます。

それから、許可に当たりましては、許可基準を定めてございまして、それぞれの広告物の形態に応じて、規模あるいは形態等の規制を行っております。

○嵯峨耆朗委員 ありがとうございます。平泉が文化遺産の登録を申請していますが、そういった場合、平泉地域とかが仮にこの条例に該当し、禁止対象ではないとしても、美観を損ねるとか、いろんなことが出てくると思うのですけれども、そういったこととの兼ね合いについては何か考えていることがあるのでしょうか。

○西尾まちづくり担当課長 平泉地域の屋外広告物条例の規制の状況でございますけれども、先ほど説明が漏れてしまいましたが、主要な史跡の周辺地域を禁止地域としてございす。その地域の指定の中で、屋外広告物の規制は、現状としてはおおむねなされるものと考

えてございますが、現在、平泉町では景観法に基づく屋外広告物規制というものを検討中
ございまして、平成 21 年度以降を予定してございますが、平泉町が独自に、世界遺産にふ
さわしい地域の景観づくりという観点から屋外広告物の規制も行う予定になってございま
す。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討
論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたし
ました。

次に、議案第 16 号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第 17 号和解の
申立てに関し議決を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といた
します。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木建築住宅課総括課長 それでは、議案第 16 号訴えの提起に関し議決を求めること
について及び議案第 17 号和解の申立てに関し議決を求めることについて御説明いたしま
す。議案は議案（その 2）の 70 ページから 73 ページでございます。お手元に配付してありま
す資料の 3 ページに関連資料がありますので、こちらを御覧ください。

訴えの提起及び起訴前の和解については、県営住宅家賃を長期に滞納している者を対象
として行う法的措置でございます。法的措置のうち訴えの提起は、資料 3 ページの左側にあ
りますように、滞納月が 12 箇月を超え、かつ滞納額が 50 万円を超える者、及び通常の納入
指導の際に、滞納を解消しようとする意思が見られず、今後確実に多額の滞納額が発生する
と見込まれる者などの、特に悪質な滞納者に対して行おうとするものでございます。

また、起訴前の和解でございますけれども、右側でございますように、滞納月が 12 箇月
を超え、かつ滞納額が 50 万円を超える者、またはこれに準ずるような滞納状況である者
につきまして、分割納入の意思のある者に対し行おうとするものでございます。

県といたしましては、家賃の滞納者に対しまして、これまで繰り返し督促や納入指導を行
いまして、生活状況に応じまして家賃減免も行ってまいりました。しかしながら、今回のこ
れらの者につきましては、家賃滞納額が高額に残っているというような状況にあることか
ら、やむを得ず法的措置を実施するものでございます。今回の法的措置を行おうとするもの
につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項 12 号の規定により、議会での議決を求めよう
とするものでございます。

議案第 16 号の訴えの提起に関し議決を求めることについて、にお戻りいただきたいと思

さんも〇箇月の〇円、〇〇さんも〇箇月の〇円。そうしますと、この両方の要件を満たしていないということになるのですが、どういうことからこういうことになるのでしょうか。

○鈴木建築住宅課総括課長 訴訟を行う対象といたしましては、先ほど御説明したとおり、原則としては家賃額が 50 万円を超え、かつ滞納月数が 12 箇月を超える者を原則としております。しかしながら、今の支払い状況あるいは誠意の状況を見まして、今後、例えば 50 万円以上を確実に超えるような者、あるいは 12 箇月を超える者になることが確実ではないかという者につきましては、幅広く今回の提訴対象としているところでございます。

例えば〇〇〇〇でございますが、現在は〇円余というふうになっておりまして、月額家賃がおおむね〇円ということになっております。しかしながら、再三納入指導員が住宅訪問をいたしましても不在であったり、あるいは本人が全く出頭しなかったり、そういった状況が長期に続いております。したがって、この者は今後、近い将来 50 万円を超えるというような判断をいたしまして、今回訴訟に加えたものでございます。

それから、一番少ない者で、家賃等 6 箇月で 8 万円余という者が〇番の〇〇〇〇でございます。この方は訴訟基準から見れば大分額が低いのでございますけれども、入居して以来 1 度も家賃を支払っていない者でございます。このような者は、極めて異例の者でございます。納入指導に対しましても、再三応ぜず、また、県の指導に対して全く出頭もしないというような誠意のない滞納者であることから、こういった者も今回加えているところでございます。

○阿部富雄委員 そうであれば、やはり私は誤解を生むような対応の仕方はすべきでないと思うのです。今課長がお話されているようなことであれば、滞納者に対する督促及び納入指導ということで、6 箇月を超え、または滞納家賃が 20 万円を超える者については訴えの提起をするよということであればいいです。訴えを起こす者については、誠意なしと認められる、12 箇月を超え、50 万円を超える者だというふうに書いてありますよね。今、説明があったように、一番滞納の少ない方は〇〇さんという方で〇箇月の〇円と。言っていることと書いていることが全く矛盾するような形では、私どもにそれを納得しろと言ってもね。確かに 1 度も納入していないということであれば、それは問題だと思うのですけれども、皆さんが基準としている部分については、なかなかかけ離れている中身ではないかなというふうに思うのですが、もう少しこの辺はきちんと整理して、訴えを起こす者、それから督促及び納入指導をする者を分けて対応すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木建築住宅課総括課長 先ほどの資料 3 ページにつきまして、ちょっと御説明いたします。

まず、納入指導をきめ細かく行うわけでございますけれども、最初に特定滞納者、3 ページの上から二つ目の箱でございますけれども、これについて家賃の納入指導について重点化を行ってございます。家賃滞納が 6 箇月または滞納額 20 万円を超える者につきまして、あるいは広域振興局等が特に法的措置が必要と認めた者につきましては、特に個別に滞納状況を精査しまして、あるいは本人と密に接触するというようなことをいたしてございま

す。その結果、滞納の解消に誠意がない者につきまして、訴訟の提起を行うというものでございます。

したがって、大きく分ければ6箇月または20万円を超えるという大きな網を設定いたしまして、その中で特に悪い順番から提訴を行うというものでございます。12箇月かつ50万円というのは、あくまで原則としての目安でございまして、それに準ずるような者は加えていくというようなことで対応しているところでございます。

○阿部富雄委員 考え方はわかりました。ただ、ここでフローチャートで図解していますが、誤解を生むような対応ですよね。ですから、この誠意なしの部分がなくしてしまって、特定滞納者という形で、個別に検証した結果、この方とこの方については訴えの提起をするのだと、そういうふうにはやらないと、何となく不公平感が出てくるような気が私はするのです。そのことをこれからの中でぜひ対応していただきたいということをお話しして終わります。

○嵯峨耆朗委員 県がこういった住宅を運営、経営する目的というのは何なのでしょうか。

○鈴木建築住宅課総括課長 県営住宅のそもそもの建設の目的でございまして、低所得者で住宅に困窮する者に対しまして、公的な住宅を供給するというものでございます。

○嵯峨耆朗委員 とすれば、この方々というのは低所得者で生活に困窮するという、県営住宅を運営する本来の目的に合致しているとも言えないのでしょうか。どうでしょうか、その点は。

○鈴木建築住宅課総括課長 県営住宅は住宅に困窮する低所得者に対する住宅の供給ということですので、県営住宅をつくったときに、通常の民間の住宅よりもかなり低減をした形で家賃そのものを設定してございます。それと、そもそも入居者の収入が低いということで、その収入に応じて家賃も低く、あるいは高い収入の者はやや高くというような家賃を設定してございます。

しかしながら、この方々につきましては、そういった考慮された家賃すら払っていただけないというものでございますので、訴えの提起をするに至ったということでございます。

○嵯峨耆朗委員 ストレートな言い方をするとあれですけども、例えば生活保護の受給世帯であるとか、そういった方々がおられるのであれば、例えば支給する前の過程で幾らかずつでも交渉して徴収していくとか、そういったことまで含めて対応しているのでしょうか。ちょっとわからないのですけれども。

○鈴木建築住宅課総括課長 収入が著しく低い場合につきましては、決められた家賃をさらに減額するというような措置も講じてございます。今回、訴えの提起、あるいは起訴前の和解を申し立てた者の中には、生活保護者は含まれてございません。ただ、家賃減免を受けている者は訴えを提起する者の中に3名、和解の申し立ての者の中に2名でございます。最大の者では10%から90%の間で減免をしております。それでも払っていただけないというような状況でございます。

○嵯峨耆朗委員 もちろん払わないのはよくないことなのでしょうけれども、だとすれば滞納解消の意思が見られない者という基準がありました。意思が見られるとか見られな

いではなくて、多分払えないのではないですか、意思があっても。そういった人たちということでしょうか。意思の問題ではないような気もするのですけれども。

○鈴木建築住宅課総括課長 払えないというよりは、むしろ、納入指導をする中で、例えば呼び出しにも応じない、あるいは居留守を使うなどの者でございまして、納入の意思といたしますか、誠意がある場合には、状況に応じまして分割納入ですとか、そういったことを講じてございます。そういう相談にすら応じていただけないということで、これは一つには納入意識ですとか、モラルの低い者が大半だというふうに理解しております。

○嵯峨耆朗委員 先ほど阿部委員のお話と関連するのですけれども、実際に対応しているのは人ですよ、当然ですけれども。そういった面からすると、やはり判断するとき感情が入る可能性があるなど私は思って見たのです。ですから、できるのであれば数字で機械的にぴしっと決めたほうがいいのではないかと思います。この方は誠意がなさそうとか、好きでない顔だとかということも、ないとは思いますが、あるかもしれないですよ。だから、客観的な基準でぴしっとやった方がいいと思います。

それと、県営住宅の本来のあり方というもの。恐らく県営住宅を創設した当時は、そういった所期の目的でやってきたかと思うのですが、実態としてはどうなっているのか、その辺もトータルで見直していく時期ではないかという気がしております。

○鈴木建築住宅課総括課長 先ほどの50万円と12箇月の基準につきましても、一応の線でそういうふうに決めているわけでございますけれども、その線引きにつきまして、今後検討していきたいと思っております。

県営住宅のあり方につきましても、現在国の方で、入居できる者の収入基準を見直しているという全体的な話がございます。そういう流れがありますので、家賃そのものを改定するような時期も近々来るというふうに考えております。そういった中で、県営住宅のあり方につきましても、あわせて考えたいと思っております。

○佐々木順一委員 その数字の根拠を聞きますが、6箇月と12箇月ですね、どういう合理的な根拠でもって設定されているわけでしょうか。通常、一般社会では契約書があって、たぶん毎月納めるということになると思うのですが、1箇月払わない場合は、その時点で協議とか何かに入ると思うのですよね。それが6箇月、12箇月というのだと、やはり長引かせれば長引くほど、借りているほうもある意味では強気になる場合もあると思うのです。いずれ6あるいは12の合理的根拠は何なのか。

それで、さっきの阿部委員とか嵯峨委員の話とも関連しますが、いずれ余り長期の猶予期間を与えることは、社会的公正の確保を図るためには、決していいことではないと思っております。何か御答弁があればお聞きします。

○鈴木建築住宅課総括課長 県営住宅条例におきましては、家賃を3箇月滞納すれば明け渡しを請求できるというふうになってございます。したがって、3箇月たてば追い出しをするという行為に入るということは可能でございます。ただ、入居者からは、一方では3箇月分の敷金をちょうだいしてございます。したがって、3箇月たつとそれを相殺する

形で対応ができるかなというふうには思っています。したがって3箇月よりはやや長期で督促を強めていくのがいいのかなということでございます。

その場合に、段階を追ってやっていこうということで、6箇月と、さらに2倍になったときに、重点化をして督促をして、さらに一定期間指導しまして誠意がないというふうな者を提訴するというので、さらに倍の期間を見込んで12箇月ということでございます。その結果、現在では提訴を始めた時期から6箇月以上滞納している者が減っているわけでございますので、今後、この提訴までに至る期間の短縮についても検討していきたいと考えております。

○佐々木順一委員 だとすれば、やっぱり3箇月が妥当だと思うのです。その時点で、借り手の方に請求することがまず大事ではないかと思えます。6箇月とか1年までたつと、逆に私が借りている立場になれば、督促にも来ないからずっとこのまま居直っていようかなという気持ちもないわけではないと思うのです。やはり問題が発生したならば、その時点で接触することが一番よろしいのではないかなと思っていますし、いずれこの6、12については、見直すべきだと思っておりますので、そういう方向で御検討を賜りたいと思っております。御答弁があればどうぞお願いします。

○鈴木建築住宅課総括課長 私どもも、納入指導につきましてはきめ細かく対応していきたいと考えております。ただ、提訴の前にもいろいろ段階を踏んで、今後とも検討していきたいと思えます。現在のやり方而言えば、1箇月滞納ただけで、すぐ督促状を送ったり、あるいは電話で支払うよう求めてございます。それから、2箇月滞納になりますと、夜間に、県の職員も指定管理者の方と手分けして臨戸訪問をして、支払っていただきたいということを何度となくやってございます。

それから、3箇月滞納だと先ほど申しましたとおりでございますが、4箇月滞納以降から連帯保証人に対しましても督促状を出し、あるいは6箇月たつと正式な支払い請求を、保証人に対しても行っております。その他、6箇月を超えると、その両者に対しまして納入指導を行っているところでございます。段階を踏んでやっていくという中で、少しでも工夫していきたいと思えます。

○佐々木順一委員 ちょっと視点を変えます。これから少子化でありますし、人口減少社会になりますから、県営住宅の使命は、やはり今後根本的に見直していく必要があるのかなと。必要があるか否かを含めてですね。そして、できれば、民間でもやれる要素が多分にあると思えますし、しかも市町村も今後それなりに、地域住民と綿密な接触をして、住民自治を本当につくっていこうという分権社会に入っていくとすれば、県営住宅を今後、岩手県がやる必要性はますます少なくなってくるのかなと思っております。こういう考えにつきまして、御意見があればどうぞお願いします。

○鈴木建築住宅課総括課長 県営住宅だけでなく、市町村営住宅も含めた公営住宅全般の話だと思います。大きな目的は、住宅に困窮する低所得者に対してということでございます。ただ、そういう中で、公営住宅が果たしていく役割としては、生活に著しく困っている方に

対する福祉の面ですとか、そういったセーフティーネットの役割が必要かなというふうに考えております。そこは、民間の市場に任せていただいただけでは必ずしも充足されない部分が、基本的な部分としてあるのかなというふうに思っております。

それと、財政規模も考え、公益的な観点から見ますと、必ずしも市町村の供給だけで数が足りるというものではございませんので、県に一定の役割があるのかなというふうには思っているところでございます。こういった役割につきましても、全国的な状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○小田島峰雄委員 二、三お尋ねをいたします。今、市町村営住宅のお話でしたがけれども、市町村営住宅にも実は同じ問題があるのです。最近非常に滞納がふえてまいりまして、市町村も大変困っているということでございます。そういう中で、一方では苦しくてもきちんと納めている方もいらっしゃるわけでございます、現実には。そういう方との公平性という観点からも、やはり問題になるのだらうと思えます。誠意を持って折衝して、なおかつ応じてもらえなかったという方々について、訴訟提起に踏み切ったということだろうと思うのですけれども、いずれ、先ほどほかの委員からもございましたように、粛々と進められるような1つの基準みたいなのが必要だと思えます。

そういう中で、1つお尋ねいたしますが、入居に際しまして連帯保証人などというものはないのかどうか。市町村営住宅の場合には普通は連帯保証人をつけて、こういうケースの場合には連帯保証人に請求することをやっているのですが、県営住宅の場合はいかがかということをお尋ねいたします。

それから、訴えを提起いたしまして、訴訟に関する費用はだれが負担するのかということをお聞きいたします。

ついでに、先ほどは市町村営住宅だけでは、財政状況もあってなかなか供給が満足されない、十分でないから、県がやるのだというお話がございました。そういうところで、すみ分けはどうやられているのかということでございます。県営住宅は各地にあるのですけれども、市町村が財政的に困窮しているから、厳しいから、県でやったということなのでしょう。そういうすみ分けのことを教えていただきたいと思えます。

○鈴木建築住宅課総括課長 ただいま3点の質問がございました。1点目の連帯保証人でございますけれども、入居の際に1人連帯保証人をつけていただくことを、入居が決まった時点でやっていただきます。

それから、連帯保証人に対しては、先ほどちょっと御説明いたしましたが、滞納が4箇月以上になりますと、入居者が滞納しているので、連帯保証人からの納入指導、あるいは連帯保証人その者から支払っていただけないかというようなことの御相談をいたします。それが6箇月滞納になりますともうちょっと強い形で、連帯保証人に対する請求という上のステップに入ります。現在のところ、連帯保証人からもお支払いしていただくケースも結構あると考えております。

それから、裁判費用でございますが、今回訴えの原告が県になってございますので、県か

ら費用負担をすることになります。

それから、市町村営住宅とのすみ分けの御質問がございましたけれども、県の役割として公益的な住宅へのニーズ、例えば、ある圏域を越えて、そこにUターンですとか、定住促進のための住宅を大量に供給しなければいけないとか、そういったものが出てきた場合、あるいはその地域の公営住宅の需要が旺盛な場合で、その市では対応できそうもないといったように、ケース・バイ・ケースがあろうかと思うのですけれども、そういった一つの市町村だけでは対応できない場合に県が乗り出すというのが、これからの供給の基本ではないかと考えているところでございます。

○小田島峰雄委員 連帯保証人はあるのだけれども、そのとおり一定期間経過後に請求しても払ってもらえないということなのだろうと思います。中には連帯保証人が・・・ケースもあるのだというお話でした。もっとも、連帯保証人が払ってくれないからこういう提訴ということになるのだろうと思います。それはわかりました。

訴訟費用を県で負担するというふうにお聞きしましたが、そういうものなのでしょうか。原因者が滞納者であるにもかかわらず、県民の税金を使って訴訟費用を県が負担するというのは、いささか理解しにくいところがあるのでございますけれども、そういった法的な考え方について、もう1度お聞きしたいと思います。

また、市町村とのすみ分けのお話がございましたけれども、私はちょっと違うと思います。県と市町村は、これまでめいめいに建設をしてきたような気がいたします、これまでは。例えば、当該市町村から、どうしても我が方は財政が窮屈で、何とも手が出せない、県でやってくださいと、こういう申請に基づいてやるのであればわかりますけれども、違うのですね、県行政と市町村行政はめいめいに出発して、走ってきた印象を私は受けているのです。これからやる分については、そういう部分を考えながら行政を執行していく必要があるかと思えます。

例えば、県で行ういろんな施設がございますでしょう、福祉施設もそうでございますし、この間の平庭の施設もそうなのです。なぜ県でやるべきか、なぜ県でやらなければいけないのか、その辺を明確に位置づけた上で行政を執行しませんと問題が生じてくるのではないかと思います。これは意見として申し上げます。

○鈴木建築住宅課総括課長 裁判に要する費用でございますけれども、当面、訴えの提起をした者が県でございますので、弁護士費用ですとか、裁判費用については、当面は県が支払います。しかしながら、判決の中では、訴訟費用は被告が持つというような判決をいただいております、一たんは県が負担しますけれども、それを向こうの持ち分とするというようなことで動いております。

それから、もう一つ、市町村営住宅のことでございますが、ちょっと補足して御説明いたしますと、平成8年までは市町村営住宅が第2種、より低所得者への供給、県営が第1種と、低所得者であっても所得がもうちょっと高い方への供給ということでした。そういったすみ分けの中で、平成8年度まで動いてございました。現在は、その供給したものの建てかえ

の時期に入っておりますので、県営住宅でかつて供給した者については、従前入居者がおりますので、引き続き県営住宅でというような範囲でやるのが基本になってございます。

委員御指摘のとおり、確かに、新規でこれから供給するときにはすみ分けをきっちり考えていかなければいけないと思っておりますので、先ほど言った需要実態を見ながら、どちらでやるのが適正かということ市町村とも相談していきたいと思っております。

○小田島峰雄委員 訴訟費用について、理解いたしました。そうあってしかるべきだと思います。

それから、市町村営住宅との違いというか、すみ分けの問題ですけれども、市町村営は第2種の方、より低所得者のための住宅だという話がありましたけれども、最近の市町村営住宅というのは、・・・などをたくさん建てており、所得が多い方々も対象にした住宅を建設しておりますから、ちょっと御答弁があれかなという感じがいたします。しっかりとこれからも頑張っていたきたいと思います。

○佐々木順一委員 県営住宅が岩手県全体でどれだけの戸数があるかわかりませんが、今の充足率はどのぐらいなのか。全体に占める割合、どのくらい空いているか。

○鈴木建築住宅課総括課長 県営住宅は数にして約5,000戸ございます。市町村営住宅は1万3,000戸ございます。

○平沼健委員長 充足率、入居率です。

○鈴木建築住宅課総括課長 県営住宅の入居率は96%になってございます。3%ちょっと欠けているというところは、建てかえのための部屋をあけているケースとか、あるいは修繕が必要でやむを得ずあけているといったものでございまして、入居できるところではほぼ100%に近い入居率になってございます。

○高橋昌造委員 私からは2点についてお聞きいたします。家賃イコール住宅使用料なのですが、こういった訴えの提起なり和解を通じて、収入未済額の解消、いわゆる徴収率の向上にどのくらい寄与しているのかということ。そしてその中において、先ほど総括課長からお話があったのですが、文書、電話、それから訪問などの督促指導をしている、または納入の指導をしているということですが、特に、やはり生活実態を把握するために、重点的に訪問して督促なり、納入指導をすることが必要でないか。訴えの提起を起こす、または和解する際に、どのぐらい足を運んで実態を調査しているのか。

そして、二つ目に、家賃の減免制度はあるわけですが、今低所得者の皆さん方につきましては大変な状況にあるわけです。だから、生活実態ですね、家賃が入らないからということではなく、全体的にそういったところも常に精査しながら対応していくべきではないかと。そういうところで、家賃の減免制度の対象は、全体の入居者の大体何割ぐらいを占めているのか。

そして、もう一つ、先ほど各委員さん方からもお話があったのですが、この家賃にはいろいろ差があるわけです、最高、最低と。よって、金額で定めるのはなかなか難しいです。何箇月を超えるものというようなくりにしなければ、収入の少ない人たち、家賃の低額な人

たちの50万円といったら、大変な金額になる方もあると思うのです。その辺は、先ほど各委員からもお話があったように、一律ではなく、機動的に対応できるような対策をしっかりと講じていくべきだと。そして何よりも、この住宅使用料の家賃がきちりと確保できること。それがこれからの県営住宅の運営につながって、また推進につながるわけですので、その辺のところをお答え願えればということです。

○鈴木建築住宅課総括課長 何点か御質問いただきましたが、訴えの提起の効果のことだと思いますけれども、これまで平成11年から53件訴えを起こしてございまして、その相手の者から、訴え後に入金していただいたのが1,100万円程度というようなことになってございます。もっとも金額ベースではそうなのですけれども、例えば高額滞納者について見れば、平成16年から比べますと、平成19年の現在では3分の2に減っているとか、こういった訴えの提起をやることで、ほかの者への波及というようなことも大きくあるのかなというふうに思っております。

それから、訴える方に対して実際どれくらい足を運んだかということでございますけれども、これは指定管理者あるいは地方振興局の職員が、毎月あるいは月に何度も足を運んでございます。電話につきましても、それ以上の回数でやっております。それぞれ事情がありますので、何回というのはちょっとわからないところでございます。

それから、家賃の減免制度でございますけれども、現在適用されている方は755人でございます。収入が著しく低い方ですとか、リストラで急激に収入が減ったというような者、あるいは病気になられた方ですとか、本人の状況に応じまして相談に乗って減免をしているところでございます。

それから金額だけでなく、何箇所とか、ほかの基準があり得るのではないかとというようなことではございますが、一応の目安として決めておりますので、今後そこら辺の線引きについても検討してまいりたいというふうに思っております。

○高橋昌造委員 最後に1点だけお聞きします。やはり低所得の皆さん方は、それぞれいろんな事情があって県営住宅に入居しているわけです。特にも悪質な、いわゆるお金があっても払わない人、高額の家賃使用料で、それも最高額に該当する人たちは所得があるわけですから、やはりそういう人たちにはもう、先ほど佐々木委員からもお話があったように容赦なく、きちんとやるべきだと思います。やはり低所得の皆さん方は、それなりの生活事情があるわけですので、収入があっても最高額の家賃で入っている方々には、しっかりした対応をお願いしたいということで、これは意見というかお願いでございます。

○渡辺幸貫委員 格差社会の中で、中山間とか僻地とかを歩いてみますと、今の県営住宅、市営住宅は豪華である。自分たちが住んでいるところでは、まきをたいて質素に暮らしている方をたくさん見かけるわけですね。そうすると、私たちはこういうものをつくって福祉だと思っていいいのかと。むしろ、そういうところの人のほうがはるかに大変ではないかと、私は痛切に思うのです。ですから、今回の事案については厳しくあることは当然ですし、私たちは公営住宅をどんどんつくっていくことに対してはちょっと考えなければならない。む

しろ民間のアパートが余って、余ってしょうがないというのが今の状態です。民業を圧迫するということもあると思いますから、そういう視点についても考えなければならないと思います。

そして、一番困っているのは、60歳を超えて、低所得で、民間で断られるという人ではないかなと思うのです。要するに、そういう人にこそ、それなりの宿泊施設を与えていくという配慮の方がむしろベターで、勤労者という意味では、ちょっとどうかなというふうに私は思うのでありますが、それについて御意見があればお聞かせください。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、今回の提訴ですとか、そういった県のスタンスですが、家賃の滞納につきましては、県財政の圧迫だけではなくて、やはり入居している方々、あるいは入居できなかった方々との公平感もありますので、厳しく対応していくことが基本でございます。

それから、県営住宅の機能のことでございますが、お年寄りですとか、あるいは障害者の方ですとか、そういったいわゆる弱者の方も入居できるように、一定のバリアフリーの基準ですとか、多子世帯あるいは子供を抱えている方もおりますので、一定の住宅としての広さを確保することも要求されるところでございます。なるべくコスト削減には努めているところでございますけれども、そういう水準も兼ね備えた住宅を供給していくという面もございまして。

それから、民業圧迫ではないかというようなことに関連しましてでございますが、公営住宅はそもそも低所得者しか入れないというような枠がございます。収入で言いますと、下から4分の1の収入の方しか入れないことになってございます。そういった者は、昨今の経済事情からふえていることもありまして、現在の県営住宅の倍率は約7倍ですとか、大変困窮している者への供給というような意味合いが多くなってございます。そういった意味で、民間の住宅とはやや入居階層が違った面もあるのかなというふうに思っているところでございます。

それから高齢者等、必ずしも勤労者の入居だけでなくてもいいのではないかとということでございますが、県営住宅におきましては、やはりセーフティネットの観点から、より弱者に手厚い入居基準を設けてございます。例えば、60歳以上の高齢者の方々には、優先入居というような形で倍率優遇、あるいはその者にしか入れないという住戸を特定して募集をしているところでございます。その他、障害者でありますとか、ドメスティックバイオレンスを受けた方ですとか、犯罪被害者でありますとか、そういったいわゆる弱者については幅広く入居できるような対応をしているところでございます。

○平沼健委員長 西畑県土整備部長から県営住宅のあり方について、非常に難しい問題でしょうけれども、何かございましたらばよろしく申し上げます。

○西畑県土整備部長 先ほど建築住宅課の総括課長が申し上げましたけれども、10年ほど前までは、市町村が建てる市町村営住宅と県営住宅のすみ分けを法律上していたのですが、それが10年ほど前からなくなってきたということ。

それから、先ほど渡辺委員からも御指摘がありましたように、本当にどこまで県なり市町村なりがかかわるのかという部分は、国の方でも考えておりますし、そういう意味では県でも実は新規の建設というのは、今はもうやめておまして、古いものの建てかえ、それから今ある住宅を高齢者仕様あるいは障害者仕様にリフォームしていくといった形で、新しいものをどんどん建てていくということはやっておりません。

これから人口減とか格差社会だとか、そういった部分で、どの部分を県、どの部分を市町村が、住宅関係のセーフティネットで担うべきなのか。これはよく議論してまいりたいと思っております。

○小田島峰雄委員 先ほどお聞きすればよかったですけれども、申しわけございません、一つだけお願いいたします。訴えの提起をする、そして判決が出ると。判決は出るけれども、ないそでは振れないと。そうなった場合の取り扱いについて、最後にお聞きいたします。また、予算的な取り扱いはどうなるのか。取りっぱぐれば不納欠損となってしまうのか。その辺をお答えいただきたいと思っております。

○鈴木建築住宅課総括課長 訴訟では明け渡しも求めてございますので、判決をいただきましたら、まずは明け渡していただくということが基本になります。それと同時に、訴訟費用も含めてお支払いいただくという判決をもらうのが通例でございますので、それも、保証人を含めて相手方に請求をいたします。それで、退去に当たって、お支払いしていただける方もいますけれども、お支払いいただけない方もございます。そういう場合には、退去後1箇月に1回、保証人と本人に文書で通知をいたしまして、毎月お支払いくださいというようなことを県として求めてございます。そういった者からも、全額とは言わないまでも、わずかながらの方もいらっしゃると思いますが、少しずつお支払いいただいているというのが現状でございます。

○小田島峰雄委員 少しずつでも払っていただく努力をしているのだというお話はわかりました。そうしますと、時効を中断しないようにずっと請求しつ放しで、債権が消滅するまでずっと続いていくと。何十年かかろうともやるということなのでございますか。

○鈴木建築住宅課総括課長 不納欠損につきましては、支払い対象の本人とか、あるいは保証人が死亡してもういないとか、行方不明になって捜せないといった場合には、不納欠損として処理いたしますけれども、本人がいて、明らかに居場所がわかるような方については、繰り返し督促をしていくというようなことで臨んでございます。

○田村誠委員 今いろんなやりとりを聞かせていただいて感じたのですが、県営住宅の入居の募集をしますと、かなりの倍率で応募しているはずなのです。私もいろいろ御相談を受けることがあるのですが、県の素晴らしい施設に入りたいという、特に高齢者の方々は、県営住宅は安心して入れるということで、希望者が非常に多いのですね。ですから、私は必要性というのは十分にあるのだらうと思っておりますし、県営住宅の果たしてきた役割というのは大変大事だと思います。新しいのはつくらない、これからは修理とか建てかえ等でやっていくというお話でしたが、これはこれで私はいいのだらうと。

ただ、県営住宅で幾らぐらい滞納額があるのですか。それからもう一つ、件数はどの程度あるのですか。例えば、企業では今までですと社宅というものを建てていました。ところが、最近コストの面から借り上げという形でやっています。そういうさまざまなコスト計算をしてみた場合、県として新しく建てるとか、古いのを増改築するのではなくて、今あるアパートを借り上げてやった場合と比べて、どちらのほうがかいのか。例えばそういう議論もしてみたほうがいいのかなと、ある部分はです、すべてそうということではなくて。希望者が非常に多いということがまず一つありますし、今まで果たしてきた役割というのは、これからは私は大事だと思うのですが、いずれ、滞納金額が非常に多くなっていく。さまざまな維持管理費について、民間のアパートを借り上げた場合の計算とどういいますか、そうしたほうが、新しく建てるとか増改築するとか、あるいはそういう滞納の督促、職員の人件費などを含めて計算してみた場合、むしろ民間に補助を出してやった方が安くなるのではないかと議論までしていただいたかとか、その辺をお聞かせください。

○鈴木建築住宅課総括課長 滞納額でございますが、18年度決算で申しますと県営住宅全部で1億6,400万円となっております。ただ、平成15年度は1億9,000万円以上あったのでございますけれども、訴訟ですとか和解を積極的にやったことで、3,000万円程度家賃の滞納額そのものが減少しているというふうに、かなり努力をしているところでございます。

それから、借り上げ公営住宅の制度等の検討でございますけれども、一般的に借り上げをやるに当たりましては、民間住宅を借り上げるわけですので、民間で建てる当初に物すごいバリアフリーですとか、省エネですとか、あるいはエレベーターですとか、そういった一般の民間住宅よりも、よりセーフティネットの観点で機能が付加された住宅でないと、公営住宅に合致しない面もございまして。そういう面もあわせまして、借り上げ当初からそういったものをつくっていくというのは、今の民間の普通の住宅で言うと、なかなか難しい面もございまして。費用の面では、詳しく検討したことはないですけれども、今後、他県の事例も見ながら研究してまいりたいと思っております。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ

とに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○水野道路環境課総括課長 議案書(その2)の74ページをお開き願います。議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案の事件ですが、盛岡市中央通1丁目2番2号の東日本電信電話株式会社岩手支店、以下NTTと呼ばさせていただきますが、NTTを和解及び損害賠償の相手方とするものであります。

まず、事件のあった工事の概要について御説明申し上げます。お手元に配付しております説明資料の4ページをお開き願います。工事名は一般国道395号緊急橋梁補強事業に伴う、八戸線侍浜・陸中夏井間61K187M付近夏井跨線橋落橋防止対策工事であります。施工場所は説明資料の地図の赤丸のところであります。跨線橋の工事であるため、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、以下JRと呼ばさせていただきますが、JRと施工方法などについて協議する必要がありますことから、県とJRが協定を結びまして、JRを施工者として、平成18年度に工事費用718万5,521円で工事が行われたものであります。

工事の内容についてであります。説明資料5ページの工事概要図を御覧願います。橋梁が地震時に落橋することなどを防止するため、橋梁の両端にこの図のように、橋のコンクリート製のけたとけたの間の升目コンクリート部分をボーリングで削孔し、その穴にボルトを通して落橋防止装置及び変位制限装置を取りつけるというものであります。

次に、損害賠償の原因であります。施工場所の夏井跨線橋にNTTの電話回線が県の占用許可を受けて埋設されていたにもかかわらず、県がJRにその存在を知らせることを怠ったことに加え、JRが適切な監督と慎重な施工を怠ったため、平成18年9月22日に当該電話回線を切断し、NTTに損害を与えたことによるものであります。

損害賠償の額は、切断された電話回線の復旧費用332万846円の3分の1相当の110万6,949円を県がNTTに支払うものとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

なお、復旧費用の残りの3分の2相当の221万3,897円につきましては、JRがNTTに支払うものであります。以上の事件について和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 私からは4点についてお聞きしたいと思えます。まず第1点は、JRと県が取り交わした協定の内容について、こういった事故が起きた場合の対応がきちんと協定書の中でうたわれているか、条項としてですね。それがまず一つです。

二つ目は設計ですね。施工はJRさんがおやりになられたのですが、設計はどなたがやられたかということです。県がやったのか、それとも設計を委託したのか。やはり基本は設計なわけですので、その辺のところをお聞かせ願いたい。

それから、もしもそれが設計業者などということであれば、県としては3分の1の損害賠

償責任を負うわけですから、当然県には設計者に対しての求償権があるわけですが、それがどのようになっているか。また、県の担当者が直接設計したのであれば、どういう処分というか、責任を取っていただくのか。その辺のところをお聞かせ願えればと思います。

それから、県が全体の3分の1、JRが3分の2の負担と。この割合は何に基づいて決められたか。過失の割合ですね。協定書の中でそういうものが決められていたのかどうか。

そして最後に、いろんな保険があるわけですが、JRでは工事の施工上、こういう事故があった場合に保険での対応ということがなかったものか。工事費のいわゆる諸経費の中の一般管理費か何かで、見ていたのかどうかについてもお聞かせ願います。

○水野道路環境課総括課長 5点ほどあったと思います。まず、JRと県の協定の関係でございます。協定の内容的には施工に関するものでございますが、第12条では、工事の施工に伴い生じた損害は、乙、これはJRですけれども、乙の責任に帰する場合を除き、甲乙協議の上、甲が処理するとなっております。これは、JRと協議の結果、当てはまらないと考えまして、第13条では、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議で決めますとあって、これにより協議をしまして、損害賠償、負担割合等を決めたところでございます。

設計については、コンサルタントに発注しておりまして、ただし、これはJRに非常に近接する橋梁ということで、JRの指導というか、そういうものを受けながらコンサルタントが設計しております。コンサルタントの責任ということでございますが、この橋梁の添架の方法については、5ページの概要図を御覧いただければと思いますけれども、詳細図のグレー色部分ですが、橋梁にコンクリートの主げたがございまして、その間に間詰めコンクリートというのがございます。ここにVPという塩化ビニールの管を通しまして、その中にケーブルが入っているという状況でございます。通常、県でこういう橋梁に添架をさせる場合には、橋梁の本体に物を入れさせることはやらないということで、技術的にこういうものを行っていることについて想像がつかなかったということでございます。県もそうなのですから、コンサルタントも、まさかこういう方法で転架をしていたとは気づかなかったということがございまして、コンサルタントに求償することは、検討はいたしましたけれども、無理ではないかというふう考えたわけでございます。

次に、県とJRの負担割合についてでございます。これにつきましては、県とJRの過失割合から出しているわけでございますけれども、県としましては、道路管理者として占有を許可している物件の存在をJR側に知らせなかったという、注文者として適切な指示を怠ったという過失がございまして。そしてJRには、請負業者として慎重な施工を怠ったという、善良な管理者としての注意義務違反ということと、もう一つ、工事監督者として適切な監督を怠ったという、二つの過失があるということで、県とJRはそれぞれ弁護士に相談しているわけでございますけれども、それぞれの弁護士が、これらの各過失については、責任度合いは同程度だろうということでございまして、この三つによって県が3分の1、JRが3分の2の負担割合になるということでございます。

それと、保険でございますけれども、通常、道路の管理過失等については道路損害賠償保険という保険に入っておりますけれども、今回の場合は工事にかかわる部分でございます、諸経費についてもそういうものには入っていないというふうに聞いております。

○高橋昌造委員 今、課長からお聞きしましたが、まさかのさかというのは必ずあるわけで、確認すればわかることですよ、これは。まさかここに入っているとは思わなかったということなのですが、これは私に言わせていただければ言い逃れだと思うのです。今後は、これは県民の皆さんの税金とかで対応しているわけですので、なお一層慎重に。特に、本当は設計業者が足を運んで確認すればこれはできたことなので、県とかJRではない、設計業者が本来全責任を負うべきものではないかなと思います。いずれ、今後こういうことのないように、しっかりやっていただけるようお願いして、答弁は結構でございますので、よろしく願いします。

○嵯峨耆朗委員 1点だけです。気になったのは、先ほど高橋委員がおっしゃったとおりで、県が施工業者に対して存在を知らせることを怠ったためということが過失ということなのですが、こういうことは本来、やっぱり施工者が調べてやっていくべきではないですか。県も怠ったことは悪かったのかもしれませんが。ですから、今言われたように、設計者なり施工者に100%の責任があったと言ってもいいのではないかと思ったのですけれども、そういうことにはならなかったのでしょうか。

○水野道路環境課総括課長 JRとの協議の中では、県の方からは、そういうことでJRのほうの責任ということも申し上げましたが、逆にJR側としては、県は占用物件が入っていることは知っているはずだと。そのことを知らせなかったことがこの事件の発生の原因の1つだという議論がございまして、そういう部分でこのような負担割合になったということでございます。

○嵯峨耆朗委員 それは中身としてはわかりました。知らせなかったことは悪かったけれども、実際に設計をする段階で、どういう構造物がどうなっているかと、普通は調べるのではないですか、私はプロではないからわからないけれども。だとすれば、これは設計者が100%悪いのではないですか。私はそう思いますけれども。

○水野道路環境課総括課長 繰り返しになって申しわけございませんけれども、この転架物の占用というか、入っている位置がちょっと考えられない位置だと。現在、県がこういう橋梁に占用の許可をする場合には、橋梁の外側の、明らかに見える位置にしか占用させないという考え方でございまして、現場に行って橋梁を見たときに、そういう存在が外観からはわからなかったということがございました。その部分については、設計業者、コンサルタントに対する求償はちょっと不可能ではないかという判断に至ったものでございます。

○嵯峨耆朗委員 私はプロでないからわかりませんが、この橋がどういうふうな設計ででき上がっていたのか、そして、どういうふうな構造になっているかを調べてから設計するのではないのですか、設計者というのは。だとしたら、わからないというのはおかしいのではないかと。

○水野道路環境課総括課長 ちょっと説明が足りなくて申しわけございません。この橋梁は、昭和45年3月に、昔の建設省管理の国道45号で、昔の国鉄が施工した工事でございます。その後、県の395号に移管になっておりますけれども、そのときに建設省、今は国土交通省ですけれども、そちらから図面等をいただいております。その図面には、この占用物がここに入っているというのは、全く示されていなかったということが一つございます。

それで、なおかつ、こういう橋梁には、常識的にここに占用物を入れるのではないだろうと、そういうふうな先入観というか、確かにもっと慎重にやればよかったのですけれども、そういうこともございまして、こういう事態になってしまったということでございます。

(嗟峨壱朗委員「国が悪いということだな」と呼ぶ)

○熊谷泉委員 余り・・・は言いたくないのですが、何らかの事情で考えられないところに入っていたわけですが、今後、ほかにもこういう事例がないのか調べておいたほうがいいと思います。どうでしょうか。

○水野道路環境課総括課長 今後は、県がみずから発注する工事につきましては、施工条件明示一覧表という書類を必ずつけることになっております。これによって、工事現場にこういう、例えば電線とか、あるいは水道とか、そういうものが工事の現場の付近にあるかないかを、必ずチェックすることになっております。そういうことがございますので、今回の場合は県がJRと協定を結びまして、JRが施工したという形ではございますけれども、こういう工事につきましても、同じように施工条件明示一覧表的なものを作成しまして、必ず、工事現場の近くにそういうものがあるかないかをチェックするようにと、再発防止策は既にとっておりまして、今回、議会の議決をいただけましたならば、再度地方振興局土木部のほうにもその旨伝えたいと考えております。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

次に、県土整備部関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第19号耐震改修工事助成制度の創設を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○鈴木建築住宅課総括課長 それでは、耐震改修工事助成制度の創設を求める請願について御説明いたします。お手元に説明用の資料を配付しておりますので、こちらを御覧いただ

きながらお聞き願いたいと思います。

まず、説明資料の1ページでございます。岩手県の現状について御説明いたします。宮城県沖地震につきましては、30年以内の発生確率が99%と評価されていることが文部科学省地震調査研究推進本部の報告により明らかにされているところでございます。一方で、岩手県の住宅状況を見ますと、古い建築年代の木造住宅が多数存在しており、平成18年度現在では、住宅全体で47万5,000戸のうち40万5,000戸が木造住宅であるということでございまして、現在の耐震基準になる前の昭和56年以前の建築物について見れば、住宅全体で18万5,000戸、木造住宅について見れば約17万戸が存在しているところでございます。したがって、これらの木造住宅の耐震性向上を図ることが喫緊の課題になってございます。

県といたしましては、建築物の耐震化を図るため、平成27年度までの耐震化率の目標と耐震対策の推進の施策を取りまとめました岩手県耐震改修促進計画を平成19年1月に策定しており、住宅の耐震化率を平成18年度の65%から、27年度には80%に引き上げるということとしてございます。

住宅の耐震化の推進に関しましては、この計画の方針2から方針4までの民間建築物に対する耐震診断、耐震改修のための環境づくり、技術者の育成と安心して耐震診断、耐震改修を行うための環境整備、耐震対策推進に向けた、建築関係団体や住民組織などとの連携による普及啓発といった三つの柱で推進しているところでございます。

請願項目1の、耐震改修工事への助成制度をつくり、岩手県耐震改修促進計画の推進を図ることについて御説明申し上げます。2ページをお開き願います。県におきましては、平成17年度から、木造住宅の耐震診断に対する助成を行う木造住宅耐震診断支援事業を実施しております。平成19年10月末までに34市町村におきまして合計1,787戸の実績があったところでございます。

耐震改修に対する助成につきましては、現在は県の助成はございませんが、耐震改修を支援する市町村が増加するよう、県と市町村などから成ります岩手県耐震改修促進協議会の場を通じまして要請してきておりまして、平成19年11月末現在、県内7市町村におきまして取り組まれ、これまでに合計26戸の耐震改修が見込まれているところでございます。

県といたしましては、まずは住民みずから耐震化に取り組んでいただき、住民に最も身近な市町村が住民への助成に取り組む必要があると考えておりまして、県の耐震改修工事への助成制度につきましては、県内の市町村の耐震診断や耐震改修に取り組む状況、耐震改修に対する住民の方々の意向を踏まえ、検討を進めることとしてございます。

県内の市町村の取り組み状況につきましては、今御説明したとおりでございますが、耐震改修に対する住民の方々の意向把握ということにつきましては、7月から9月までに、これまで耐震診断を受けた方々を対象としたアンケートを実施いたしました。その結果が2ページの下のところを書いてございますが、1つは耐震改修希望者は、建てかえも含めて全体の51%でございまして、そのうち全体の10%の方々が、具体的な耐震改修の意向があると

ということがわかってございます。

二つ目といたしましては、工事費の自己負担を軽減させることによりまして、さらに10%の方が耐震改修をしてもよいというふうに回答してございました。県としては、こうしたことも勘案しながら、平成20年度の制度創設の可能性につきまして、県内部における検討を深めてまいりたいと考えてございます。

請願項目2の、建築技術者の耐震診断、耐震技術の向上を図る取り組みを強め、地元中小業者の仕事おこしにつながるようにしてほしいについて御説明申し上げます。資料の3ページをお開き願いたいと思います。耐震改修は、単に住民の方々の安全安心の確保というだけの側面ではなくて、県内業者の技術力の向上や、新設住宅着工が伸びない中でのリフォームの推進という、新たな事業や市場の創出という側面もございます。岩手県耐震改修促進計画におきましても、技術者の育成と、安心して耐震診断、耐震改修を行うための環境整備を柱としてございます。

県としては、平成17年度より、県内の建築士で耐震診断の技術を習得した者を岩手県木造住宅耐震診断士として認定する制度を開始しておりまして、これまで、そこにありますように997名の方を育成しているところでございます。

耐震改修技術を有する事業者でございますが、耐震診断を受けた方々への意向調査におきましても、90%の方が事業者の情報提供を望んでいるという結果でございました。このため、県としては19年度から、建築士や大工、あるいは施工管理技術者等といった方々を対象に、耐震改修の技術を習得するための耐震改修事業者育成講習会というものを開催して、この受講者が在籍する事業者につきまして、県が情報提供を行うという取り組みを進めようとしているところでございます。

県としては、技術者の育成に関しましては、今後ともこういった育成を行うことが重要と考えているところでございまして、この講習会を引き続き、今年度末及び来年度も開催することを検討しておりまして、県内の業者の方々の技術力向上を図っていくこととしているところでございます。以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○平沼健委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○阿部富雄委員 今の参考説明の中で、県では耐震改修の助成については、平成20年度の制度創設に向けて検討中だというふうなお話があったわけでありまして。来年度ということになるわけですから、期待を申し上げるわけでありまして、現在創設に向けて検討している内容というのは、どういうふうな内容になっているのですか。例えば、耐震診断を受けた住民に対する意向調査によれば、耐震改修が必要だとした人が、工事費の負担軽減も含めて全体の約10%ということになりますよね、そうすると、いままでの耐震診断の実績というのは、19年度も含めて1,787戸ですから、約10%としますと170戸ちょっとということになるわけですが、それに対する金額だとかも含め、どういうふうな内容で現在創設に向けて検討が進められているのかをお尋ねします。

○鈴木建築住宅課総括課長 現在、検討している概要について御説明いたします。まず、ア

ンケート結果からわかりますことは、耐震診断を受ければ、かなりの方々は、耐震改修とか建てかえですとか、自分の住宅を改善するという意向が高く出てございます。したがって、耐震診断については非常に有効ではないかというふうに考えているところでございまして、来年度の予算要求の中でも、耐震診断は引き続き 900 戸、あるいは 1,000 戸規模で実施していこうというふうに考えているところでございます。

それと同時に、普及啓発も非常に重要な要素ではないかというふうに考えておりまして、例えば普及向けの講座開催ですとか、あるいはパンフレットを作成するだとか、こういったソフト面の対応について、予算要求していくところでございます。

それから、耐震改修につきましては、一定の意向が見られたということございまして、国の住宅交付金制度を使いながら、県と国と市がそれぞれ負担をして、改修制度を立ち上げようというようなことで検討してございます。具体的には、補助限度額をおおむね 60 万円ぐらいというふうに考えまして、住宅交付金の国庫補助も使いながら、割合で言うと国 45%、県 27.5%、市町村 27.5%というようなことで、100 戸規模あたりでどうかというようなことを検討しているところでございます。

○阿部富雄委員 ありがとうございます。具体的に内容についても御検討されておりました、内容はいろいろあるかと思えますけれども、制度創設そのものが必要なのだろうなというふうに思いますので、ぜひ今お話されました方向で早急に予算化していただければというふうに思うわけでありませう。

そういう意味では、今回提出されております請願については、今補足説明いただいた内容にまさに合致する内容でありますので、私は採択をしてもいい内容だというふうに思います。

○渡辺幸貫委員 私のところにも陳情をいただきました。ただ、これは非常に難しい問題だと思うのです。耐震診断をまず受けることですね。それが徹底されて、要するに、被災の場合にはこの辺が面として大きく被害があるのではないかと。そうすると、例えば道路が柱になって被害を防ぐとか、いろんな対処の仕方があるだろうと思うのです。

いずれ、余りにもまだ耐震診断の戸数が少ない。これをとりあえずどんどんふやすことが今の段階ではないかと私は思うのです。受けた人だけがどんどん補助されていくと。そして、所得がどれぐらいあるかないかもわかりませんが、どんどんそれだけが進んでいくことが果たしていいのか。私たちは、やはり耐震診断というものに対してお金を出す段階ではないのか、今の段階はですよ。まだ全体の戸数の数%になっているのかどうかもわからない、これだけの戸数ではとても。ですから、振興局の土木部には、建築する場合には必ず新築の申請が出ていると思いますが、逆に言えば、年金問題ではありませんけれども、古いと思われる住宅は全部対象にして、大変なPRをして、診断したいと思えますと、そういうことに予算を使うことのほうが、より公平性があるのではないかなというふうに思うのです。これ、一挙にここまでいってしまいますと、公平性に欠くという心配を私はしますが、いかがでしょうか。

それともう一つ、現段階の耐震診断は、壁面とか耐震金具とかということに対して信頼性を高く置いています。ところが、従来の、柱の骨組み工法というのですか、土台が石で、上がしっかり組んであれば、土台の上で暴れた方がむしろ強いということを行っている方もあります。極端に言えば法隆寺のようなお寺のような建物ですね。これは壁面というより、むしろ組みだと思えます。そういう構造自体の考え方もきっちり精査、研究しながら、そういう公平性を欠かないようにやりますということがしっかりされていないと、私は尚早な気もいたします。その見解についてお聞かせいただきたいと思えます。

○鈴木建築住宅課総括課長 委員御指摘のとおり、全体の17万戸から見て、現在1,700戸程度というような診断状況ではございます。ただ、この17万戸に対処するに当たりまして、すべてが耐震改修というわけではなく、年間約1万戸程度については建てかえによる更新もあるところでございます。したがって、すべてが耐震診断を行うまでいかなくても更新が行われるような状況ではないかなというふうに思っております。

公平性を欠くという面でどうかということでしたけれども、防災の観点から急ぐという面もございまして、もう少し精査が必要かというふうには思っております。

それから、構造の研究をしていくべきというようなことではございましたが、先進県の静岡県ですとか、新しい耐震工法とかいったものを業界と開発しているような県もございまして。そういった技術についても、情報収集しながら研究をしてまいりたいというふうには思っております。

○熊谷泉委員 1ページの3の目標のところ、住宅の欄の下に多数の者が利用する建築物とありますが、現状の70%が、今後どのような具合で85%までいくのか、お伺いたします。

○鈴木建築住宅課総括課長 多数の者が利用する建築物の中には、大きく分けて、まず公共施設、例えば病院、庁舎、学校といったものが含まれますが、それ以外に民間の事務所ビルですとか、あるいは映画館、劇場ですとか、そういった不特定多数の者が利用する建物もございまして。公共建築物につきましては、関係部局の協力を得ながら、この85%を達成するための10年間の計画を、それぞれの所管の部局でつくっていただいておりますので、それをきちんとフォローしていきたいというふうに思っております。

一方の民間建築物につきましては、多額の費用がかかる面もございまして。まずはそういった方々に対して、耐震診断あるいは耐震改修の重要性というものについて行政職員が直接赴きまして、建築指導の中で必要性から説いて、実現させていきたいというふうに思っております。

○嵯峨壱朗委員 先ほど一応20年度の制度創設を想定するという話でしたけれども、これは市町村とセットでやっていくのでしょうか。市町村との調整は済んでいるのでしょうか。なかなか、まだその段階までいっていないかと思うのですが、ちょっとその部分をお聞きしたいのが一つと、あと、資料3ページ目で耐震改修事業者の育成、情報提供ということが出ていますが、実際は、技術的にはこの段階の後ですよ、そういうふうに理解していま

したけれども。趣旨は私もよくわかるのですが、先ほど渡辺委員がおっしゃいましたけれども、もう少しいろんな角度から調整する必要があるのではないですか。市町村では、話しがそこまでいっているのですか。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、制度の枠組みといたしまして、市町村に、住民の方々に対する耐震改修の助成制度を立ち上げていただきまして、そういった場合に、一部の助成を県が担うというスキームにしてございます。したがって、市町村でかなりの部分をやっていただくというようなことが必要かと思っております。事務的には一定程度お話ししてございますけれども、これが広がるように、県としても是非努力していきたいと思っております。

それから、技術者の育成でございますが、耐震改修の技術につきましては、一定程度改修の方法が確立しているところでございます。新しい技術はありますけれども、例えば柱を補強するですとか、壁を補強するですとか、そういった基本的な技術は確立しているところがございます。こういった技術を県内の技術者に広く広めて、一般化するようなことを、県としても取り組んでいくことは、時期としては、現在必要性があるのかなというふうには思っているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 さっきの説明と若干ずれている気もしましたけれども、つまり、制度を実施したいという希望はあるけれども、全然環境が整っていないのではないですか、話を聞いていると。市町村を中心にやるということですね。私は、これについて自分で聞いてみたけれども、なかなかそこまで実態はいついていない。ですから、助成制度が枠組み的にでき上がっていない段階で、20年度の創設もどうなのかと思って聞いていました。急ぐという意味では必要でしょうけれども、ちょっと環境が整っていないと思って聞きましたけれども、どうですか。

○鈴木建築住宅課総括課長 ぜひ市町村と連携を深めていかなければいけない制度ではありますので、引き続き、市町村の取り組みを県としても要請して頑張っていきたいというふうには思っております。

○平沼健委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○小田島峰雄委員 今も質疑の中でさまざまな御意見が出たわけでございます。県におかれましても、この耐震改修に対する支援制度を前向きに御検討されているということは、高く評価するところでございますけれども、先ほどもございましたように、市町村の対応の問題など、まだいろいろ精査をしなければならぬ問題もあるのではないかと思います。継続審査としていただきたいと思います。

○平沼健委員長 先ほど、採択という御意見もございましたし、ただいまは継続審査という御意見がございましたが、取り扱いをいかがいたしましょうか。

○阿部富雄委員 私は、今お話ありましたように継続なら継続でもいいと思いますが、ただ、市町村の対応が十分でないというのはそのとおりでありますけれども、ここに書いてある

とおり、大船渡、花巻、遠野、一関、陸前高田、釜石、田野畑といったところは既に耐震改修の助成に取り組んでいるのです。こういうところは、早く県も参加をしてくれと強く要望している部分もあるわけであります。それから、他の県内市町村についても、実施したいだろうとは思いますが、なかなか防災とか地震とかということについては手が回らないと、いいですか、そういう実態が現実だと思うのです。そういう意味では、県が早急に、そういう耐震改修への助成をやりますということに取り組むことによって、県内市町村もより多く参加するということが出てくるのだろうというふうに思いますので、先ほど来、課長がお話されているように、県内の市町村には、いままで以上に、啓発をしてもらうということを含めて、取り組んでいただければというふうに思います。今議会では継続ということであれば、それもいいと思いますので、ぜひ次の議会に結論を出せるようにしていただければと思います。

○平沼健委員長 継続審査という御意見がございましたが、継続審査でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。以上をもって県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

○嵯峨耆朗委員 今、軽米町などでも入札にかかわっていろいろとありますけれども、そのことではありませんが、建築設計の業務委託の入札についてお伺いしたいと思います。まず、私の聞いているところによると、今一般的に入札で低価格という場合、建設工事の事案で問題が取りざたされておりますけれども、建築設計の業務委託でもかなりの低価格の入札がされていると聞いています。こういった建設工事と建築設計業務委託の入札の違いを教えてください。

○平沼健委員長 昼食時間にかかりますけれども、引き続き審査を継続したいと思います。が、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 継続いたします。

○早野建設技術振興課総括課長 入札制度の違いということでございました。建築設計業務委託を含めた建設関連業務の委託につきましては、指名競争入札でございます。建設工事は条件付一般競争入札でございます。それから、建築設計業務委託の場合は、地域要件、技術者要件、実績要件を定めてございますけれども、これは建設のほうも同様でございます。それから、指名競争入札の場合は、10社を指名してございますけれども、条件付一般競争入札の場合は30社を目安に実施しているという違いがございます。

○嵯峨耆朗委員 低入札価格調査制度というのがありますけれども、この建築設計業務委託の場合にはないと聞いていました。ですから、それからするとかなり無制限に低価格入札というふうなことがあるのではないですか。実態等についても、もしわかればお願いします。

○早野建設技術振興課総括課長 委員のお話のとおり、建築設計業務委託では、低入札価

格調査制度はとっていないところでございます。落札状況でございますけれども、平成 19 年度の 12 月 6 日現在ですが、全体 12 件のうち 80%以上が 7 件、70%から 80%の間が 2 件、70%未満が、これは 50%から 60%の間ですが、3 件という状況になってございます。

○嵯峨耆朗委員 50%からということだと、建設だとちょっと無理ですよ。私が聞いているところだと、18 年度も何件かあったかと思うのですが、かなり 50%に近い入札の状況だったと思うのです。そういった場合に、それでもいいのですか、ということなのです。県としてはそれを認めて・・・なっているのでしょうかけれども、その辺の考え方はどうなのですか。

○早野建設技術振興課総括課長 入札につきましては、競争の結果というふうにとらえているわけでございます。いま 50%から 60%という話がございましたが、内訳を見ますと、例えば、高校の部室の改築設計が 190 万円、あるいは公衆トイレが 139 万円、もう一つの公衆トイレが 96 万 3,000 円ということで、比較的低い設計額でございますので、これについては、制度上も特に低入札の調査制度をとっているわけでもございませんので、そのまま落札ということにしているものでございます。

○嵯峨耆朗委員 それでは、最初から予定価格を低くすればよかったのではないかと私は思いますけども、それでもいいのだったら。最初から予定価格の半値にすればいいのではないですか、これからは。そう思ってしまうのですよ、それでいいというのであればね。というのは、やっぱり国の基準がありますよね。国はどうなっているかを教えていただけませんか。

○早野建設技術振興課総括課長 国の基準でございますけれども、国は、ことしの 4 月途中からだと思いますが、1,000 万円以上の設計業務につきましては、低入札価格調査制度というものを導入いたしてございます。

○嵯峨耆朗委員 県の仕事で 1,000 万円以上というのがどれぐらいあるのかわかりませんが、かなり大きい額だと思うのです。やはり一般常識からすると、予定価格の半分の価格でできると、それで許可するというのはいかがかなと思います。はたしてそのとおりの成果が出るのかというふうに思うわけです。建設と設計はまた違うかもしれませんが、適当にやっているのではないかというふうに思ってしまうのです。

国の場合ですと、基準価格を下回った入札がとれた場合には、入札を保留して終了し、調査のうえその結果を通知すると。そして、基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者にならない場合もあると。さらには、基準価格を下回って入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとするというふうになっているようです。

すべてに当てはまるとは言いませんけれども、そういった基準が県にもあっていいのではないかと私は思っています。というのは、例えば、基本計画で安くとると、そして実施計画の段階で帳じりを合わせるといったこともあるのではないかと私は思うわけです。そういったことを避けるためにも、一定の基準が設計委託の場合にもあっていいのではないかと考えておりますが、どうなのでしょう。

○早野建設技術振興課総括課長 低入札価格調査制度あるいは最低制限価格制度でございますけれども、他県の導入例を見ますと、低入札価格調査制度を導入しているのが9県、それから最低制限価格制度をとっているのが5県でございます。国もこの4月から低入札価格調査制度を導入したということもございますので、その辺を勉強しながら検討させていただきたいというふうに思います。

○田村誠委員 昼食の関係があるので簡単にお伺いいたします。

まず、今、嵯峨委員からもございました入札に関する事で、いわゆる低入札価格のことでございますが、今建設業界の中でダンピングが激しくなりました、低入札で落札をすると。そのことによって工事の品質と申しますか、あるいは労務者やさまざまな方々へのしわ寄せが、非常に来ているというふうなことで、ほかの県では低入札の基準価格の引き上げを図ってきているというふうに聞いております。岩手県としてはどういうふうにこれを考えているのか。多くの方々からは、ぜひ上げるべきだと、そのことによって、これからもいい工事をやっていきたいという話があるのですが、その辺の考え方についてまずお聞きします。

それから、設計、積算についてさまざまな単価が間にあるのだらうと思いますけれども、特に今、油の価格高騰で、これがさまざまなものに転嫁されてきている。それが1年に何回という状況ではなくて、毎日、日ごとの単価が非常に上がってきていると。特に原油高騰による油価格の高騰には非常にめまぐるしいものがあるわけでありましてけれども、油の単価ですね、例えば、私も2日前に車に油を入れて、3日たって行ったらまた上がっていたということが非常に多いわけですが、この辺をどのように見直しをしていくのか、あるいは今後どう反映しようとしているのかをお願いします。

もう一つ、労務単価ですね。下請けとか、場合によっては孫請けみたいなものもあるようですけれども、そうした方々からの不満が、非常に多く私どもも聞かされるわけです。こういう労務の単価、最低賃金に抵触することはないだらうと思いますけれども、いずれ、そういうものの調査はどこまでやられているのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思ます。

○早野建設技術振興課総括課長 調査基準価格を引き上げるべきではないかということでもございました。行き過ぎた安値受注につきましては、工事の品質の低下、あるいは下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化などの問題点のほか、建設業の健全な発展の障害が懸念されるところでございます。低入札価格調査制度につきましては、今般の入札制度改革におきまして、今後、低入札対象工事の品質にかかるフォローアップ、これは追跡調査でございますけれども、これを通じて検証いたしまして、失格判断の判定基準値の引き上げの必要性等について検討することとなっております。また、建設業地域懇談会などにおきまして、低入札対策の強化等についての意見が寄せられておりますので、入札担当部局としっかり連携をしながら対応してまいりたいと考えています。

○藤原技術企画指導担当課長 単価でございますが、年度途中における単価改定は、主要資材についてはプラスマイナス5%以上の変動があった場合に、また、一般資材につきましては

は、プラスマイナス 10%以上の変動があった場合を基準として、改定を行っているところでございます。さらに、今後上昇した場合には、改定後の単価と比較し、基準に照らし合わせて改定を行うことにしています。また、主要資材とは石材、生コンクリート、アスファルトコンクリート、鉄筋コンクリート用鋼棒等でありまして、一般資材とは主要資材以外の材料でございます。燃料油については一般資材と同じでございます。

労務単価につきましては、10月に各業者の台帳支払い状況をですね、これを調査しまして、来年度4月1日以降の単価決定の参考にするということで調査したところでございます。

○田村誠委員 労務単価のほうの取り組みは。

○平沼健委員長 答弁漏れがございます。

○西畑県土整備部長 岩手県の労務単価は非常に低いのではないかとこの業界の方々からの御指摘を、私も受けてございます。労務単価は、昔は三省協定と言っておりまして、昔の建設省と運輸省と農林水産省と、公共事業を担当するところではありますが、その年度の1,000万円以上の工事の台帳を出しまして、そこからピックアップされまして、その工事について賃金台帳だとか、支払い明細だとか、そういったものを提出していただいて、それぞれの県の単価を、例えば普通作業員でありますとか、特殊作業員でありますとか、とびだとか、それぞれの業種で、県ごとに設定しているというものであります。

○田村誠委員 低入札の関係については、入札部門と十分連携をとって、ぜひ前向きに検討していただきたいし、やはり一定のもの、今は70幾つとかという話も聞くのですが、ほかの県では80%まで引き上げた県もあるようでございます。その辺を十分参考にして、業界の皆さんと、あるいはその他との整合性はあると思っておりますが、十分に前向きに検討していただきたいと思っております。

それから、積算単価についてでございますが、いろいろ見直しをしているということをお伺いしましたが、今日の油代は、日々上がっています。既に契約を交わしてしまっていて、例えば、軽油の単価が90何円とか決められてしまっているのがあるはずなのです。それが、実際に仕事にかかった途端に100何円まで上がってしまっている。こういうものを見直しを含めてやっているのかどうか。私は是非やるべきだと思うのです。そういうのはすべて、必ずどこかにしわ寄せとしていつているわけでありまして、その辺について、来年度の参考にするのではなくて、今やっている分はどうかというのが1つ。

それから労務費、岩手県は安いという、部長からもお話が出ましたけれども、いずれ安い中でさらに下請けに行くというと、そういうしわ寄せが下請けのほうに出ているという現実があるようです。その辺をどうチェックして、どう指導されているのかということも含めてお聞かせをお願いします。

○藤原技術企画指導担当課長 ただいま契約中の工事についての御質問でございましたが、契約書別記条項第22条では、請負契約締結後の賃金水準または物価水準の変動により、請負代金額が不適当になった場合において、相手方に対して請負代金の変更を請求すること

ができるということになっております。このことから、相手方である受注者より請求があった場合には、適用要件を確認の上、請負代金の変更の可否について検討を行い対応することとしております。

それから、労務単価の取り扱いについてでございますが、これは先ほど部長からお話があったとおり、国のほうでとりまとめをしているというところでございますが、最頻度価格、要は一番使われる単価ですが、そういうものを基準に決定しているということでございます。

○早野建設技術振興課総括課長 下請適正化の話につきましては、振興局で建設業の事務調査指導というのをやっておりますが、毎年60団体ほどやっております。そういった中で、きちんと下請関係をやっているのかというようなところを指導する機会がございますので、そういう機会を通じながら適正に進めていけるようにしたいと思っております。

○阿部富雄委員 原油の高騰で、例えば民政部门では、石油だとかガソリンだとか、県民生活に対する影響が非常に大きく出ておりますし、農林業、水産業、運輸、こういうところにも大変大きな影響が出ているというふうに思っています。そこで、県土整備部が所管しているもので、原油高騰による影響というのはどのようにとらえていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○藤原技術企画指導担当課長 原油高騰に伴う影響でございますが、現在東北6県で価格の調査をやっているところでございます。緊急に対応する必要があるかどうかも含めて、国のほうの単品スライドと言われる条項がございますが、これについて実施を検討しているところでございますので、それら国の状況を見ながら対応したいというふうに考えているところです。

○阿部富雄委員 国よりは県の方が、より県民に近いわけですがけれども、なかなか対応が遅いといえますか、原油高騰の影響を受けているのを一番わかっていながら、国の対応待ちだという、これはいかがなものかなど。それはわかるのですね、例えば財源の伴うものであれば、それは国の財源で手当てをしてもらわなければならないというのはわかるわけです。では、例えば公共事業の関係で具体的にお聞きしますけれども、先ほど田村委員からありましたが、設計単価が上がっているといえますか、ある設計単価で契約をしても、その後原油高騰などさまざまな理由で経費がもっとかかるといった場合には、それに応じて改定をやっているのだという言い方をしていましたけれども、ところが、実勢価格、例えば重油でいえば1リットル100円だったとすれば、実際に発注者が積算に反映させる価格というのは90円だとか98円だとか、そういう実勢価格と発注価格で今大きな差が出ていることが、まず一つあるのです。

それから、もう一つは、受注後の価格変動もあるわけです。契約しても、それ以後、工事は3箇月とか半年とか続くわけです。その間の価格変動というのは大きく変わるわけです。この部分をどうするかという問題もあるわけです。

先ほど課長は、工事前請負の契約変更については、契約後の対応というのがあって、賃金

水準だとか物価水準が変動した場合には、相手方から請求があればそれを審査して、妥当であれば変更できるという言い方をしました。これは、おそらく長期スライド条項ということをお話されたと思うのですが、この長期スライド条項というのは、契約締結日から1年を経過した後のことを言っているものなのです。ですから、課長がお話したことは、今問題となっていることとは全くかけ離れているわけでありまして。今、問題なのは、実勢価格と発注者が積算した価格の差をどうするか、それから、発注後に価格変動があった場合、どういうふうに対応するかという、この部分をきちんとやらないと、公共事業に携わる方々は大変だというふうに言っているわけです。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○藤原技術企画指導担当課長 原油高騰によるほか、単品スライドと言われる条項がございまして、これで対応が可能かというふうに考えております。ただ、単品スライドは、便乗値上げや他の資材単価への影響が大きいということが言われておりまして、今後の動向について、国や他県と連携を図りながら調査し、スライド条項の実施に関する情報を集めながら対応の可否について検討し、対応していきたいというふうに考えてございます。

○阿部富雄委員 今、単品スライドのことを言いましたけどね、単品スライド条項というのは、今まで発動されたのは、お聞きする中では第2次オイルショックの際の発動以来なかったということです。ですから、それに対応できるのだというふうに簡単に言ってしまいますけども、現実にはそう簡単に発動できるような条項ではないということ。これはわかって言っていると思うのですけれども、やはりそういうことではなくて、もう少し受注者側の立場に立って丁寧に対応していくことが必要だと思えます。今ここで答えをくださいと言っても出ないでしょうから、ぜひこれからの入札に当たって、十分に検討していただきたいというふうに思います。

そこで部長にぜひお尋ねしたいのは、この原油高騰にかかわって道路特定財源とのかかわりをどうするかということが、国段階でも大きな課題になっていますし、我々県民もそうなのです。例えば、ガソリン税などの税金が本則から外れて暫定税率でやっている部分が25円ぐらいあるのですかね。私から言わせれば、戻し税にしてもらって、廃止はしなくてもいいから、当面原油の高騰が落ち着くとか下がるまで、そういう形で対応するということになれば、県民生活はかなり救われるというふうに思うのですが、こういう道路特定財源を活用したことを国に働きかけるとか。県全体の動きを見ても、各部局に原油高騰による対応をどう考えていますかと聞いても、対応を何も考えていないですよ。影響があるということは出してくるわけですが、何十万円の影響があるとか、何円の影響があるとかは出してくるのですけれども、それに対して、県としてどういう対応をとるかということは全然言わないのですね。全庁的に、県土整備部だけでなく各部局を網羅して、この原油高騰に対して県民生活を維持していくための対応策というのをきちんと出すべきだと思うのです。こういう原油高騰にかかわる議題というのは、庁議で出されることはあるのでしょうか。もしないとすれば、県土整備部の立場から私の部ではこういう対応をしたいとか、ほかの部局もそういう対応をするべきではないのかということを中心に提起していくことが必要だと思うので

すが、いかがでしょうか。

○西畑県土整備部長 知事からは、灯油の値上げだとか、パンの値上げだとか、そういったことで県民生活にかなり大きな負担を強いているというような御発言はございましたけれども、それをみんなで議論するという場合は、今まではございませんでした。

○阿部富雄委員 私は今議会の本会議では発言の機会がありませんでしたから言えなかったわけですが、知事がそういう話をするという事は、対策をとりなさいよということだと思うのです。知事の意を体してとよく皆さん方は言いますけど、知事が考えていることと皆さんがやっていることは全然別じゃないですか。やっぱり知事がそういう話をしたとすれば、知事の意向を受けて、自分たちの所管のところでは、こういうことについては、こういう対策を取りましょうと提案するとか、出していくということが、知事が望んでいることではなかったのかと思うのです。

ここで、どうするかとは言いませんけれども、県土整備部とすれば、今回の原油高騰では、こういうことについて対応していきますとか、対応していきたいということを庁議でお話ししていただきたいと思ひますし、他の部局についても、やはりそういうことをやっていくべきではないでしょうかということ、ぜひ議題にさせていただくと思ひますか、話題にさせていただいて、取り組みを進めていただきたいというふうに思ひわけですが、いかがでしょうか。

○西畑県土整備部長 原油高騰は、投機的なお金でこういうふうになっているというふうにと私は理解しておりまして、この先どうなっていくかはよくわかりません。しかし、国の方でも、今補正予算の準備をされているというふうにお聞きしておりまして、その補正予算の中にも、原油高騰の対策が一部で盛り込まれるように聞いてございます。また、そういった情報も入れながら、県土整備部の中で、できることという、先ほど委員から御指摘のあった工事の関係が主になろうかと思ひております。単品スライドというのは、先ほど委員御指摘のように、なかなか適用がしづらい条項でござひます。というのは、当初契約した段階で既に、例えば鋼材とかを手当てしておられる会社もあるでしょうし、油も手当てされている会社もあるでしょうし、その時々にお買いになられている会社もあつてということですので、単価改定をその都度やるのではなくて、例えば4月の単価を、10月から発注するときには10月の時点でその単価を見直して、その単価で発注するというようなことの方が、私は現実的な対応かなと思ひておりますけれども、委員の御指摘も踏まえて検討してまいりたいと思ひております。

○阿部富雄委員 そういうふうに検討していただくことは大変ありがたいと思ひますか、いいことだと思ひますが、もう一つ、いま最後にお話し申し上げたとおり、庁議で、原油高騰にかかわる対策について知事も心配しているという発言をしているようですから、ぜひそれぞれの部局がそれぞれ取り組むべきではないのかと。

国も、低所得者のための灯油代を補助するとか、あるいは中小企業向けだとか、運輸向け、農業向け、そういうさまざまな対策を、今部長がお話したように補正予算の中で対応すると

いう話をしているわけですから、ぜひ、県としてもそういう対応をきちんと部局ごとに、県全体としても取り組めるように、庁議の中でも働きかけをしていただきたい。このことをぜひお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○西畑県土整備部長 県土整備部として何ができるかをよく考えたうえで、対応してまいりたいというふうに思っております。

○高橋昌造委員 私からは2点について。実はこれはもう議会で議決されたことなのですが、報告第2号の県土整備部の道路の関係で、まず第1に私が心配しているのは、トンネルの上部からコンクリートの破片が落ちる事故があったと、それに対しての賠償責任を負っているということですが、北海道でも非常に痛ましい事故があったわけですが、もっともトンネルが崩落するようなことはないと思うのですが、今県ではトンネルの内部の点検なり、診断を定期的に行っているのかどうか。これは深刻に受けとめなければならない問題ではないのかなということが1つです。

もう一つは、穴ぼこで事故があってそれを賠償したと。それで、道路なり、これからの除雪のパトロールですね、これをどのようにやっていくのか。例えば、パトロールを強化しているのであれば、普通は穴ぼこでの事故というのは考えられないわけですが、そのパトロールをどなたがやって、そしてパトロールの結果、補修までの期間は、短期間で対応しているのかどうか。パトロールで報告があって、施工、補修するまでに時間があって、そこで穴ぼこの事故が起きたということであれば、これはとんでもないことなわけでございます。

達増知事が新地域主義戦略を掲げているわけですが、私にすれば道路でも、除雪のパトロール、補修もやはり地元にと。特に、できるのであればこれからの除雪、車道は危険ですので、歩道など。今は除草業務も地域に実際委託しているわけですので、そういった検討を試みることも必要でないか。また、道路のパトロールも、地域の人たちが一番わかっているわけですので。今は直営で行っているのか、どこかに委託しているのか、その考え方を聞かせてください。また、来年度の予算編成に向けて、達増知事の意を体してどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○水野道路環境課総括課長 トンネルの点検についてでございます。県では、橋梁とか、トンネルとかの道路施設について、今いろいろ事故等もございますが、今のところ1番大きな事故が想定されるのは橋梁でございますので、以前にアセットマネジメントということで御説明申し上げましたが、まず橋梁を中心にやっております、トンネルには正直申し上げて手が回らないところでございますけれども、トンネルもいろいろ事故が発生しておりますので、今後これらについても同じようにアセットマネジメントの考えを取り入れて、点検等を進めていかなければならないなというふうに考えておるところでございます。

それから、穴ぼこについては、道路パトロールで対応しております。道路パトロールにつきましては、県内13の振興局土木部あるいは土木事務所、土木センターがございますけれども、全体で24班の道路パトロール、これは直営が14班と委託が10班でございますけれども、この体制で道路パトロールをしております。

それで、パトロールのときに穴ぼこを見つけた場合には、とりあえずは、パトロール車に必ず常温で固まるアスファルトの合材を積んでおりますので、まず一応、それで応急の穴埋めをして、それから最終的には全面委託業者でちゃんとした合材を使って補修するというような形にして対応しているところでございます。

それから、草刈りについては、今委員がおっしゃったようなこともございまして、県としてもなるべく、地域の方々にしていただくということを考えておりまして、去年は約 30 地区ぐらいで、県のほうから直接委託しましてやっていたいただきました。ことしはそれをふやしまして 117 地区で地域住民の方々には草刈りをやっていたいただいているところでございます。

それから、パトロールにつきましては専門的な部分がありまして、例えばのり面を見る人もございますし、あるいは道路法第 24 条の承認工事とか、第 32 条の占用工事という部分を、パトロールをやっているときに指摘などもしなければならないことがあるものですから、地域の皆様方に直接やっただけかどうかは少し検討が必要かと考えております。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 14 号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○池内業務課総括課長 議案第 14 号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。議案(その2)の 61 ページですが、便宜お手元に配付しております電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の資料により御説明申し上げます。

まず第 1、改正の趣旨は、胆沢第二発電所の最大出力増加ですが、胆沢第二発電所は昭和 32 年 10 月の運転開始以来 50 年を経過し、水車発電設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修工事を実施しているところであります。その改修工事では、最新の技術を用いた水車を採用すること等により効率が上がり、最大出力が 600 キロワット増加することに伴う所要の整備をしようとするものであります。

次に、第 2、条例案の内容は、電気事業における総最大出力 14 万 5,130 キロワットを 14 万 5,730 キロワットに改め、発電施設である胆沢第二発電所の最大出力を 6,200 キロワットから 6,800 キロワットに改めるものであります。施行期日は、この条例の公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○嵯峨耆朗委員 参考までにですけども、これは変えるのに幾らかかって、600 キロワットふえるとすれば、金額的にどれくらいふえるのですか。

○池内業務課総括課長 6,200 から 6,800 へ 600 キロワットふえることによって、1 年間に供給する電力量としては 1,364 メガワットアワー、率にしますと大体 3.8% 増加することになります。これは標準的な 4 人家族の場合で、契約電流 30 アンペアというふうに仮定しますと約 400 世帯分に相当する増分になります。

○嵯峨耆朗委員 何ぼかかって、売り上げが何ぼぐらいかということです。

○池内業務課総括課長 失礼しました。電気料金の収入としては、3 月の 1 箇月分運転することによってふえる増収額は 14 万 8,000 円でございます。平成 20 年、21 年の電気料金につきましては、現在、東北電力と交渉中でありまして、総括原価主義ということから単価には反映されますけれども、胆沢第二発電所の出力アップだけで額が決まるというものではございません。

改修工事費は約 7 億円となっております。

○熊谷泉委員 今回、この羽根が古くなったということについてはよしとしますが、胆沢発電所というか、胆沢ダムについて、風聞がちよっとわかりませんが、いずれ東北電力はもう電気は要らないというふうな話があると聞いていましたが、現在胆沢ダムは 2,440 億円をかけて、大体ちょうど半分まで来たと思うのですが、あと 5、6 年で完成するというふうな大きなプロジェクトなわけですが、恐らく県内に、あれぐらいのプロジェクトはもう来ないのではないかと私は思っていますが、いずれ水を使わない手はない。風力発電が今こういう現状の中で、大変な資源だと思うのですが、先ほどの東北電力がもう電気は要らないということは本当かどうか。その背景には何があるのか。今後あのダムをどのように活用する予定なのか、お聞きをしたいと思います。

○池内業務課総括課長 胆沢ダムにつきましては、企業局としても事業参加する準備をしておりまして、胆沢第三発電所というのを建設する計画を持っております。この胆沢第三発電所の計画ですけれども、胆沢ダムの河川維持流量 1.8 トンを利用して、最大出力 1,500 キロワットの発電を行うものでして、これにつきましては平成 3 年 3 月に東北電力の開発同意を得た上で、同月に開催された第 117 回電源開発調整審議会の審議を経て、国の電源開発基本計画に組み入れられたものであります。

現在、国土交通省の胆沢ダム建設計画にあわせて、国、東北電力などの関係機関と協議を進めておりまして、平成 20 年に基本設計、平成 21 年に詳細設計を行って、平成 23 年度に工事着工、平成 26 年度の運転開始を目指しています。

この胆沢第三発電所で発電した電力を東北電力に売電するというようなことにつきましては、同社から開発同意を得た段階で決定されたものでありまして、その売電単価、あるいは詳細については、今後も同社と協議をして決めていくということになってございます。

○熊谷泉委員 それでは、もう既定の事実ということで、これはよろしいわけですね。その投資と売電単価が合うか合わないかは、今後問題になってくると思うのですが、大体この事業費、発電そのものはおよそどのぐらいかかるものなのでしょうか。

○池内業務課総括課長 総事業費としては約 21 億円を見込んだものであります。

○高橋昌造委員 発電効率を上げるということはすばらしいことだと思います。そして、最新の技術を用いた水車を採用して対応されると。そこで、胆沢第二発電所だけでなく、他の水力発電所でも、この技術を用いると発電効率を上げることが可能なのかどうか。そして、今後他の水力発電所についてもこういった考え方があるのかどうか、その辺のところを聞かせていただきたい。

○池内業務課総括課長 胆沢第二発電所以外にも、古くなってきた発電所については、リプレイスするということが、今後出てくるかと思います。ただ、現時点では具体的なものはございません。もしも今後10年、20年たって、そういった水車発電機等の更新が具体化した場合には、やはり効率等のアップもし得るというふうに考えています。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、企業局関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって、企業局関係の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちを願います。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件の審査及び所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、北山トンネルについてとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○平沼健委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。なお、継続審査及び継続調査と決定した各件については、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。